

第61版（2020年版）の重要な変更点および改定点

IATA危険物規則書第61版は、IATA危険物委員会（IATA Dangerous Goods Board）が決定したすべての改定点を網羅し、また2019 – 2020年版技術指針（the Technical Instructions）に対してICAOより発行された追補版を含んでいる。以下のリストは本61版に取り入れられた主な変更点を利用者がそれと見分けがつくようにまとめたものであるが、すべての変更点を網羅しているわけではない。変更点は該当する章または節の番号で表示している。

2 — 制限（Limitations）

2.3 — 旅客または乗務員が携行する危険物（Dangerous Goods Carried by Passengers or Crew）

2.3.2.2, 2.3.5.11および2.3.5.12 — 現在これらの規定は特別規定を参照し、特別規定に従うことが要求される。顧客サービス担当者に対して明快であるよう、特別規定の関連する条件は2.3の本文に取り込まれた。

2.3.5.1 — スポーツ用または日用品の区分2.2のエアゾールを受託手荷物のみとする制限は削除された。これらのエアゾールは今では、受託手荷物または持ち込み手荷物のいずれでも可能である。

2.6 — 微量危険物（Dangerous Goods in Excepted Quantities）

2.6.7.1 — 微量危険物マークは包装物の1面に施すことを義務付ける新しい段落2.6.7.1.3が追加された。

4 — 識別（Identification）

4.2 — 危険物リスト

以下の改定が危険物リストになされた。

- UN 3449 **Bromobenzyl cyanides, solid** — IATAの“指差しマーク”が取り除かれ、規定がICAOにそろえられた。I/J欄の旅客機での輸送禁止の表示は削除され、物質は今ではPI 666に従って包装物あたりの許容正味量5 kgとして旅客機で輸送することができる。
- UN 3077およびUN 3082に対して環境有害物質マークのD欄への追加。包装物が第9分類 — その他の有害物件ラベルに加え、環境有害物質マークが要求されることを識別するため。
- UN 2389 **Furan** — ここでもIATAの指差しマークが取り除かれ規定がICAOにそろえられた。Furanはforbidden/forbidden（航空輸送禁止/航空輸送禁止）ではなく、今では旅客機でも貨物機専用でも共に許可されている。
- UN 3536 **Lithium batteries installed in cargo transport unit**への短剣記号(dagger symbol “†”)の追加。 — より多くの情報を提供する付録Aの用語にこの品目名が今あることを識別するため短剣記号が追加された。
- UN 1700 **Tear gas candles**への特別規定A802の割り当て。容器は包装等級IIの性能基準に合致しなければならないことを補強するため。

5 — 包装（Packing）

5.0.2.11

- (a) 包装基準 620によって許可されるそれらの危険物のみがUN 2814またはUN 2900と同一の外装容器に包装できることを明確に述べるため小段落(c)が改定された。
- (b) 危険物が同一の国連番号、包装等級および物理的性状を有する場合危険物のQ値計算の例外とすることを明確にするため、同一の正味量という文言を含めたので、小段落(h)の3つ目の黒丸が改定された。

包装基準（Packing Instructions）

複合容器をよりよく識別するために単一容器の表が改定された。現在複合容器が許可されている場合、単一容器の表は“Composites – Plastic – All”と表示している。これは容器の材質の種類（例えば鋼、ファイバー、プラスチック）、容器の形（例えばドラム）または許可された規格コード（例えば6HA1）を正しく識別していない。改定された表は今ではどの複合容器が許可されるか正確に識別する。

PI 650 — 貨物の中にこれらの包装物のみを含む場合は、国連番号および正式輸送品目名の情報に追加して航空貨物運送

状に包装物の個数を記載する必要はないことを識別するために改定された。一次容器の中に第3分類、第8分類または第9分類の少量の物質を入れることを許容すると述べる本文は、これらの物質は微量危険物の要件に合致しなければならないということではなく、それらが微量危険物として輸送が許可されなければならないことを明確にするために改定された。

PI 960 および **PI Y960** — 内装容器あたりの正味量制限は内装容器が危険物を含む場合にのみ適用すること、およびキットあたりの危険物の合計正味量は1 Lまたは1 kgを超えてはならないこと、を明確にするために組み合わせ容器の表に文章が追加された。

PI 968 から **PI 970** — 試験方法および判定基準の国連マニュアルで使用される専門用語にそろえるためにリチウム金属電池に“総リチウム含有量”(aggregate lithium content) という用語が適用されている。

7 — マーキングおよびラベリング (Marking & Labelling)

7.1.3.1 — 少量危険物マーク、環境有害物質マークおよびリチウム電池マークが要求される場合、包装物の1面に施さなければならないことを明示するために改定された。マークをラベルにして施す場合は、そのラベルは折ったり、またはマークが包装物の2面以上にまたがったりしないように貼付しなければならない。

7.2.4.5 — 熱源からの隔離 (Keep Away From Heat) ラベルの規定に、ラベルは危険性ラベルと同一面でその近くに貼付することが望ましいということを示すために一文が追加された。

8 — 書類の作成 (Documentation)

8.1.6.9.2 ステップ6 — 包装基準の単一容器の表中の複合容器のための情報の形式の変更と一致させて、複合容器について容器の種類の追加の記入例が追加された。

付録A (Appendix A) — 用語の解説において用語の定義に多くの変更と追加がある。これらには“総リチウム含有量 (aggregate lithium content)”の定義の追加、核分裂性物質の定義から“核分裂性核種”の定義への改定および貨物輸送ユニットに組み込まれたリチウム電池の新しい定義も含まれる。

付録D (Appendix D) — 当局の連絡先が最新のものとなった。

付録E (Appendix E) — 国連規格容器の販売業者リスト (E1) および容器の試験施設リスト (E2) に変更がなされた。

付録F (Appendix F) — 販売代理店 (F.2) およびIATA認定危険物教育訓練校 (F.3-F.5) およびIATA認定危険物教育訓練センター (F.6) のリストが修正された。

付録H (Appendix H) — 能力に基づく危険物教育訓練の開発と実施のガイダンス資料は規制当局、教育提供機関や会員航空会社とのやり取りや情報に基づき大幅に改訂された。1.5節の全ての草案規定は付録I—今後の変更、に移されたので以下を参照のこと。

付録I (Appendix I) — 2021-2022年版の技術指針 (the Technical Instructions) へ付加するためICAO危険物パネルにより現在までに合意された変更だけでなく、国連モデル規則 (the UN Model Regulations) の第21改訂版から生ずる変更を採択したことに基づき2021年1月1日付で発効する変更の詳細も提供するためにこの版の危険物規則書(DGR)に新しい付録が追加された。これらの変更は以下を含む。

- リチウム電池で作動するデータロガーおよび貨物追跡装置が包装物、オーバーパックまたはユニットロードデバイスに取り付けられるか内に置かれていて、それらが使用中であるかまたは輸送中に使用することが意図されている場合、それらの規制を緩和する規定の採用。
- 能力に基づく危険物教育訓練の実施を反映するため1.5節 — 危険物教育訓練に提案された変更。
- カテゴリーAの医療廃棄物に関する一般情報に含めるためにウイルスを移しやすい物質の規定の更新。
- 危険物リストの更新。4つの新しい国連番号、UN 0511からUN 0513の3つの火薬類およびカテゴリーAの医療廃棄物のためのUN 3549を含む。UN 2216 **Fish meal, stabilized**はForbidden/Forbidden (輸送禁止/輸送禁止) から旅客機および貨物機専用共に許可されると改訂された。
- 多くの新規および修正された特別規定。
- マークを長方形または100 mm × 100 mmの正方形にすることを許可するためのリチウム電池取扱いマークの変更。縮小されたマークの最小寸法は100 mm (幅) × 70 mm (高さ) に変更される。
- 10章—放射性物質の変更 — SSR-6の2018年版 (改訂1版) にIAEAによって採択された変更を反映するため。